

# 令和2年度藤岡市子ども・子育て支援事業計画に係る進捗状況一覧

資料2

## 5 育児不安の解消、情報の提供対策の充実

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
5-1	乳児家庭全戸訪問事業・ 養育支援訪問事業 【再掲3-(4),3-(5)-1】	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、支援が必要な家庭に養育に関する指導・助言を行い、適切な養育環境になるように支援します。	<p>【乳児家庭全戸訪問事業】 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、早期から子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、今後の育児支援に繋げていく。</p> <p>【養育支援訪問事業】 支援が必要なケースの把握に努めるとともに、育児不安の解消や適切な養育環境が維持改善できるよう個別支援の充実を図る。</p>	<p>【乳児家庭全戸訪問事業】 訪問対象者数 346人 訪問実施数 305件 実施率 88.1% (訪問目安：産後1か月)</p> <p>【養育支援訪問事業】 訪問数 142件</p>	<p>【乳児家庭全戸訪問事業】 健康推進員の訪問では、対象者との連絡がとれなかったり、都合が悪かったりして訪問できないケースがあった。特に支援が必要な母子については、頻回の訪問が必要となる。</p> <p>【養育支援訪問事業】 妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）には、精神疾患や経済的な問題等複雑な場合があり、関係機関との連携や頻回の訪問等が必要と思われる事例がみられる。</p>	<p>【乳児家庭全戸訪問事業】 今後も継続して、妊娠届出時の情報から、特に支援が必要な母子を把握し、早期の訪問につなげ、必要時関係機関とも連携を図りながら支援していく。 ・健康推進員の訪問についても妊娠届出時に対象者に案内を続けていく。</p> <p>【養育支援訪問事業】 妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）等には、今後も早期から関わりを持ち、関係機関と連携を図りながら支援を行っていく。</p>	子ども課 母子保健係
5-2	子育て支援センター事業 【再掲 3-(2)】	子育て親子の交流の場として、相談室、プレイルームを備え、子育てに関する相談や情報提供を行います。また、親同士の自主的なサークル活動なども支援します。	支援センターを身近に利用できるよう、子育て相談、サークル活動に対する支援や情報提供など、地域の子育て親子の育児支援を行う。	<p>事業所数 14か所 延べ利用者数 14,156人 新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、子育て親子の交流や育児支援を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用人数に対する規定がないので、施設によって利用人数に偏りがある。また、規定がある部分に関しても、なし崩しになっている面が見受けられる。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた事業の実施が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインなどの規定や説明会を開催し、事業者との意思疎通を図る。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防対策として、引き続き消毒（手指、おもちゃ等）や検温、マスク着用、人数制限、換気等を徹底して行う。</li> </ul>	
5-3	幼稚園・認定こども園での相談事業	在籍している幼児の保護者からの相談を受け付けます。また、保護者同士や先生との情報交換の促進を図ります。	保育園等に在籍している児童の保護者から、園生活の中で不安なことや困っていることを中心に、電話や窓口で対応し、保護者の同意のうえで園と情報交換を図る。	<p>新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせが多く、休園時の対応や保育料還付など多岐にわたる内容に対応。</p>	様々な内容の問い合わせが多く、臨機応変な対応をとる必要がある。	今後も電話や窓口での相談について、可能な限り迅速に対応していく。	子ども課 児童福祉係
5-4	幼稚園・保育園・認定こども園等への訪問相談事業	各種健診後の保育士・幼稚園教諭等への相談・指導の実施をします。園での日頃の行動を観察し、必要に応じて保育士・幼稚園教諭等及び保護者と相談をして問題改善をします。	各園の保育士や幼稚園教諭等への相談・指導の実施を行い、園での日頃の行動を観察し、必要に応じて保育士や幼稚園教諭、保護者と相談をして問題改善を行う。	<p>延べ訪問件数 350件</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に留意して園訪問を行ったため、前年度を比較して訪問件数は削減した。感染症対策下での訪問の方法を検討する必要がある。</p>	<p>必要に応じ、新型コロナウイルス感染症対策に留意して継続する。</p>	子ども課 母子保健係

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
5-5	子育て電話相談事業 (子育て110番)	育児相談専用電話で保健師・助産師が緊急的な相談に電話対応します。	相談者のニーズに答えるとともに、早急に対応が必要とされるケースの支援を確実に行う。	◆相談電話件数◆ 一般 823件 子育て110番 28件	子育て電話相談事業の相談内容は、様々な分野の内容であり、相談者の性別・年齢も多岐にわたるため、相談を受けるスタッフの資質の向上が必要となる。	適切に相談に対応できるよう、スタッフは研修等で自己研鑽に心がける。	子ども課 母子 保健係
5-6	家庭児童相談事業	家庭児童相談員等による相談を行います。児童虐待等、家庭での問題が発生しないよう、関係機関との連携を図り対応を実施していきます。	家庭における児童の適正な養育・家庭児童福祉に関する専門的相談を実施する。	◆相談電話件数◆ 健診後 32件 虐待・DV 10件	問題を解決するために時間がかかるケースが増えてきている。	・健診の場を活用し、相談を継続していく。 ・問題解決のため、関係機関と連携し、相談者の置かれている環境にあった支援方法を検討していく。	
5-7	育児相談事業 【再掲4-3】	育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的に開催することにより、子どもの成長確認ができる場として育児に関する不安を解消していきます。	育児全般に関する相談を定期的に開催し、子どもの成長を確認し、育児に関する不安を解消していく。	延べ相談利用数 125件 (新型コロナウイルス対策として、予約制で対応。毎月実施)	・育児不安が強い場合には、継続的に対応していく必要がある。 ・内容によってはその場で解決できないこともあり、別の時間帯での対応が求められることもある。	・今後も密を避け、可能な限り円滑な対応ができるよう、予約制にて実施していく。 ・継続的に子どもの成長を見たり、育児不安の解消をしていけるよう対応を続けていく。	子ども課 母子 保健係
5-8	栄養相談事業 【再掲4-4】	離乳食教室や1歳児健診等で、栄養士による指導・相談を実施します。年代に応じた指導内容とし、離乳食の調理実習や歯科衛生士による虫歯予防など幅広く活動します。	前期離乳食教室・後期離乳食教室等で栄養指導や相談対応を行い、妊娠期から乳幼児期の望ましい食事について伝えていく。	◆教室開講数◆ 前期離乳食教室 11回 後期離乳食教室 11回 ◆教室受講者数◆ 前期離乳食教室 119組 後期離乳食教室 50組 (新型コロナウイルス感染予防として試食を中止)	後期離乳食教室については試食が中止されていることと、前期離乳食教室と内容が重なるところもあり、参加者数が少なくなっている。	令和3年度から前期離乳食教室と後期離乳食教室を「離乳食教室」としてまとめて行う。	
5-9	産後ケア事業	母親が安心して育児ができるよう、病院において助産師による授乳指導や育児相談等の専門的なサービスの提供を行います。	病院において、助産師による授乳指導や育児相談等の専門的なサービスの提供を行い、母親が安心して育児ができるよう支援する。	延べ利用者数 1人	・委託先との日程調整がスムーズにいかず、利用数が伸びなかった。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用が難しかった。	委託先に産後ケア事業の必要性を伝え、日程調整を行っていき、可能な限り利用数が伸びるように努める。	
5-10	子育て応援券交付事業	ファミリー・サポート・センター、ヘルパー派遣、一時保育、タクシー利用等に利用できるサービス券（応援券）を配布し、保護者の子育て支援を行います。	育児による不安感の解消と負担軽減を図り、子育て家庭が安心して育児ができるよう、子育て応援券を活用してもらう。	交付件数 158件 延べ利用者数 41人 延べ利用枚数 226枚	応援券を交付しても利用しない人が多い。	今後も継続して、交付時に利用方法の周知を行う。	

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
5-11	にじの家相談事業	「にじの家」において、不登校等の自立支援に関する相談を行います。学校や子ども課と連携し、気軽に相談できる環境を整えていきます。	学校生活になじめない児童生徒に対し、一定の期間、適応への指導・援助並びに教育相談を行い、学習の補充や学校への復帰を支援することで、不登校の回復及び社会的自立を促す。	<b>延べ利用者数 8人</b> →早期支援による学校復帰、家庭との同一歩調による指導での改善効果があった	・生活の乱れや環境への不安により、小学生の利用増 ・学校との連携による、完全不登校者へのアプローチ ・悩みを抱えた児童生徒及び保護者とのカウンセリングの設定 ・個に応じた学習支援及び人間関係づくりへの支援	・学校、家庭と連携を密にし、情報の共有による同一歩調の指導、支援 ・悩みを抱えた児童生徒の通室や保護者のカウンセリングへの支援 ・コミュニケーションを通じた自己有用感を高める学習、体験活動を実施	学校教育課
5-12	児童館での相談事業	児童館の来館者からの相談に随時応じます。また、子育て世帯を対象とした育児講演会を実施します。	来館者からの相談に随時応じ。子育て世帯を対象とした育児講演会を実施します。	<b>相談件数 23件</b> <b>育児講演会 0回</b> ※新型コロナウイルス感染症の影響により全4回中止	・専門的な相談も対応が可能なので、保護者の参加の呼びかけを積極的に勧めていく。 ・保護者に寄り添い、できる限りきめ細やかな対応を行っていく。	継続して相談支援や情報提供を行っていく。	子ども課 母子保健係
5-13	家庭(女性)総合相談事業(不妊治療費補助事業)	不妊に関する相談を実施します。また、不妊治療を受けている夫婦の治療費の一部補助を行います。	不妊治療を受けている夫婦の経済的、精神的負担の軽減のため、治療費の一部を補助する。	<b>不妊治療申請数 54件</b> <b>不育症申請数 0件</b> <b>事業費 4,603千円</b>	新型コロナウイルス感染症による影響なのか、例年と比較して申請件数が減少した。	今後も不妊治療を受けている夫婦の経済的、精神的負担の軽減のため、治療費の一部補助を継続していく。	
5-14	各種PR事業	各種子育て支援サービスについて市の広報、ホームページで情報提供を行います。各サービスを積極的に活用していただけるよう、健診時や窓口等で呼びかけを実施します。	・ファミリー・サポート・センター事業や学童保育所の利用案内等を広報誌に掲載する。 ・翌年度4月入所の情報は、広報掲載に合わせてHPを更新する。また、健診や窓口に来た方には、入所等の相談を受け付けたり、その他子育て支援サービスについても案内する。	・ファミリー・サポート・センター事業や学童保育所の利用案内等をHPや広報誌に掲載。 ・保育所等入所募集や子育て支援サービスなどの案内をHPや広報誌に掲載。	・HPは最新の情報を掲載するため、定期的に更新するための情報収集が必要となる。広報誌では、紙面が限られているため、最小限の情報提供しかできない。 ・情報が目に入りやすいように改善していく必要がある。	・継続してファミリー・サポート・センター事業や学童保育所の利用案内等を広報誌に掲載する。 ・今後も継続して保育所等入所募集や子育て支援サービスなどの案内をHPや広報誌に掲載していく。	子ども課
5-15	利用者支援事業【再掲3-(1)】	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	子育て世代包括センター（母子保健型）の周知を進めるとともに、妊娠期～子育て期まで切れ目ない支援を行っていく。	<b>実施箇所 1か所</b> <b>関係機関との連携を図り、継続支援が必要な妊婦に対し、妊娠期から子育て期の支援を実施</b> <b>(妊婦支援計画書など作成)</b>	若年夫婦やDV被害を受けている妊婦など、妊娠期から支援を必要とするケースの増加がみられる。	子育て世代包括支援センターがさらに効率的に活動できるよう関係機関との連携をしながら、支援を行っていく。	子ども課 母子保健係

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
5-16	第3子以降保育料無料化事業	第3子以降の特定教育・保育施設を利用する際の保育料に対する補助を行います。	多子世帯のさらなる支援を図るため、第3子以降の3号認定子ども（満3歳未満の保育を必要とする子ども）の保育料を無料化することで、経済的負担の軽減を図る。	<b>対象者数 149人 認定者数 136人 (市税滞納などの理由で認定却下になった対象者は13人)</b>	令和元年10月より開始した「幼児教育・保育の無償化」により、本事業の対象は3歳未満の子どもに限定されたが、保護者の経済的負担軽減のため、事業を継続していく必要がある。	今後も事業を継続し、多子世帯の経済的負担軽減を図り、少子化対策に繋げていく。	子ども課 児童福祉係
5-17	第3子以降副食費補助事業	第3子以降の保育認定児（2号）に対し、副食費の補助を行います。	多子世帯のさらなる支援を図るため、第3子以降の2号認定子ども（満3歳以上の保育を必要とする子ども）の副食費について、経済的負担の軽減を図るため補助を行う。	<b>年間延べ認定者数 1,605人</b>	「幼児教育・保育の無償化」に伴う制度改正より、新たな負担が発生する第3子以降（国基準）の2号認定子どもへの補助であり、現在、2号認定子どもに限定されている。	公平性や事業効果の観点から、事業の進捗状況により、現状維持、補助拡充、廃止を含め検討を行う必要がある。	
5-18	赤ちゃんの駅認定事業	市内の公共施設や民間施設等において、乳幼児への授乳やおむつ替え等ができる施設を「藤岡市赤ちゃんの駅」として認定することにより、子育て世帯の外出支援を行います。	市民に「赤ちゃんの駅」を周知する。	<b>保健センターに設置しているが、「赤ちゃんの駅」としての認定申請なし</b>	市民や市内事業所に「赤ちゃんの駅」が知られていないことにより、認定申請がないと思われる。	市民や市内事業所に「赤ちゃんの駅」のPRを行っていく。	子ども課 子ども家庭支援係
5-19	移動式赤ちゃんの駅貸出事業	市内で開催されるイベントや行事において、移動式赤ちゃんの駅の貸出しを行い、乳幼児への授乳やおむつ替え等を行うスペースを確保することにより、子育て世帯の外出支援を行います。	市内で開催されるイベントや行事において、移動式赤ちゃんの駅の貸出しを行い、乳幼児への授乳やおむつ替え等を行うスペースを確保する。	<b>貸出申請なし ※新型コロナウイルス感染症のためイベントや行事が中止となったため</b>	市内で開催されるイベントや行事において、移動式赤ちゃんの駅の貸出しを行い、乳幼児への授乳やおむつ替えを行うスペースを確保する。	「赤ちゃんの駅」のPRとともに、イベントや行事の時には移動式赤ちゃんの駅貸出事業を知ってもらうようPRを図っていく。	